

自由応募論文

## 証言的正義の徳から変容的な徳へ

佐藤邦政

### Abstract

This paper proposes a transformative virtue that counteracts testimonial injustice by responding to two critiques of the virtue of testimonial justice. First, I demonstrate that self-reflection can function in more varied ways than the direct detection of one's own prejudices, as previously assumed in the literature. Hence, self-reflection can holistically be effective in neutralizing the influence of one's prejudices on one's beliefs. Second, I propose a virtue that encourages epistemic agents to be epistemically acute enough to experience dissonance between perceiving a particular testifier (who is talking in person) as trustworthy and having biased beliefs about the testifier's trustworthiness: transformative virtue. Third, I argue that the development of a proper indirect contact theory with relevant epistemic practices can offer epistemic environments that facilitate people's critical imagination to cultivate a transformative virtue, considering the risk of victimized epistemic agents' vulnerability.

### 1. はじめに

ミランダ・フリッカーは、*Epistemic Injustice*で提示した証言的不正義 (testimonial injustice) に抵抗する手段として、個人が証言的正義の徳 (virtue of testimonial justice) を涵養することを提案している (Fricker 2007, Chap. 4). 証言的不正義とは、大まかには、人種、民族、階級、社会階層、国籍、ジェンダー、セクシュアリティなど社会的アイデンティティに対する偏見的ステレオタイプ<sup>1</sup>のせいで、聞き手が話し手の信用性 (credibility) を不当に評価

する不正のことである。フリッカーによれば、証言的正義の有徳者は偏見のステレオタイプを何らかの仕方でも中和する (neutralize)。個人が知的徳を發揮することで不正義が是正されるとする考えは、認識的不正義に類似する現象にかんする以前の研究 (e.g., Collins 1990) では見られなかった徳認識論を踏まえるもので、フリッカーは不正義の是正に対する徳論的なアプローチの可能性を提示している。しかしその一方で、証言的正義の徳という考えは、その後の研究で批判を受けている。

本稿の目的は、証言的正義の徳に対する二つの重要な批判を評価し、その批判に応える形態として変容的な徳を提案することである。具体的には、まず、フリッカーの証言的正義の徳の特徴を明確にし、その徳に対する二つの批判—個人の自己反省の役割と個人徳が果たしうる役割の限界に対する批判—を明らかにする (第2, 3節)。次に、一つ目の批判に回答して、自己反省は偏見に直接向けられる種類に限られず、多様な対象に向けられることから、総体的に偏見の中和に役立つことを明らかにする (第4節)。さらに、自己反省による正義の実現という考えが不正義に駆り立てるのは部分的にすでに悪徳をもつ者であるだろうと論じたうえで、善意ある人々に自己反省で求めうる徳の目標は、個々の話し手を前に不協和を経験することで「私はこの話し手にどうあるべきなのか」という個別的な正義の構想を熟慮するよう促されることだと論じる (第5節)。この徳は「変容的な徳」と呼ばれる。最後に、二つ目の批判に回答し、変容的な徳を促す環境や制度として、不正義の加害者との直接接触に伴い傷つきやすさに配慮し、人々が個々の場面で正義の構想を思い描く批判的な想像力を育てるような間接接触と適切な認識実践を組み合わせる条件を提案する (第6節)。

## 2. 証言的正義の徳

はじめに、証言的不正義の主要な特徴を必要な限りで明らかにしよう。証言的不正義の中心事例は、話し手の社会的アイデンティティに対する偏見のステレオタイプのせいで聞き手が話し手の信用性<sup>2</sup>を不当に評価し、その話し手の証言者としての能力を貶める、というものだ (e.g., Fricker 2007, 28)。フリッカーが事例として挙げる映画『リプリー』の一場面をもとに確認しよう。造船業の大富豪ハーバート・グリーンリーフは、イタリアで放蕩生活を送っていた息子のディッキーを連れ戻そうとして、トム・リプリーにそのことを依頼する。しかし、リプリーがディッキーを訪れてから数日後のある日、ディッキーは忽然と姿を消す。ディッキーの婚約者で、ディッキーとともにリプリーを迎え入れて三人で数日過ごしてきたマージ・シャーウッドは

「リプリーがディッキーを殺したのではないか」と疑う。ある日マージは、ディッキーが「生涯、外さない」と誓ってくれていた指輪をリプリーの部屋で発見したことから、自分の疑いが正しいと確信する。やがて、マージがグリーンリーフ叔父と会う機会が訪れ、彼女がディッキーの失踪の原因について述べようとすると、グリーンリーフは、女性はこのような事件に首を突っ込まないほうが身のためだと考えて「女の勘とは別に、事実というものが存在するのだよ」と言って諭す。しかし実際には、マージが怪しんだ通り、ディッキーを殺したのはリプリーなのだった。この物語の舞台は1950年代であり、グリーンリーフは当時のジェンダー・ステレオタイプ、具体的には「女性」に対して「直感に頼りすぎていて合理性に欠ける」という見方を効果的に発動させており、そのせいでマージの信用性を著しく低く判断している。その結果、マージはグリーンリーフから深刻な証言的不正義を受けている。

現在の証言的不正義の二つの重要な特徴を確認しよう。第一に、この証言的不正義は偏見的ステレオタイプに起因するものであり、このステレオタイプは特定の社会的アイデンティティに対するイメージの形態を取るため、その所持者自身が気づかないうちに証言的正義を犯していることがある。現在の社会心理学や関連する哲学研究では、ステレオタイプは潜在的バイアスとして非反省的に機能しうることが指摘されている (e.g., 北村・唐沢 (編) 2018; Madva and Brownstein 2018)。偏見的ステレオタイプがこのような仕方ですし手に対する信用性判断に影響を与えているなら<sup>3</sup>、聞き手は無自覚のうちに証言的不正義を犯していることがありうる。この種類の証言的不正義は、古典的レイシズム (old-fashioned racism)<sup>4</sup>が社会で広く批判され、「人はだれでも平等である」といった平等主義的価値が広く受容されている状況でも問題となりうる (Fricker 2007, 36)。今後断りのない限り、非反省的に働く否定的イメージとしての偏見的ステレオタイプを「偏見」と略記し、所持者が反省的にアクセス可能な信念の形態での偏見を「偏見的信念」と呼ぼう。

第二に、偏見は特定の時代の社会規範や制度に浸透していることがあり、認識主体も社会的・歴史的に位置づけられている人物であることから、自分自身の偏見に気づくのが難しいことがある。<sup>5</sup>たとえば、育児のための支援制度が十分に整っていない社会で子どもを授かったカップルが自分たちで子どもの世話をしないとイケないと思っている。<sup>6</sup>その社会では男性の平均賃金が女性のそれよりも高く、男性の育児休暇がないのが当たり前である。あるとき、そのような社会で育ち暮らす男性パートナーが「お金のことは気にしなくていいよ」というパートナーリスティックな言葉を相手の女性に悪気なくかけたことで、女性はたとえ強制されていなくても「子育てするのは自

分しかない」と思い、休職したり、場合によっては会社を辞めるといった選択を自らするかもしれない。このケースは「女性の仕事の効率は悪い」や「子育ては女性がする」といったジェンダー偏見が社会規範や会社の雇用制度に浸透しているだけでなく、そのような社会的状況で育ち暮らす認識主体（の思考のあり方）がその偏見によって構築されている場合である。

では、偏見的イメージに影響を受けた信用性判断を行うことで証言的不正義を犯すリスクに対してどのような対応がありうるのだろうか。フリッカーは徳認識論を踏まえて、個人が証言的正義の徳を涵養するという考えを提案する。<sup>7</sup>徳認識論とは、「知的徳」という認識的行為者の卓越した諸特性を踏まえて、正当化や知識の定義といった伝統的問題に取り組んだり、あるべき認識実践のあり方を検討したりする分野である。知的徳についての主要な考え方は、徳信頼性主義と徳責任主義に大別される。徳信頼性主義では、知的徳の対象は知覚能力、記憶能力、推論能力などであり、一般に、これら認知能力が信頼性の高い仕方では真理を生みだす場合、知的徳と見なされる。徳責任主義では、知的徳はオープン・マインドや知的謙虚さといった人の性格特性であり、一般に、真理や知識獲得に動機づけられて特徴的なパフォーマンスを発揮する場合、その性格特性が知的徳と見なされる。

証言的正義の徳は、卓越した性格特性をもつ認識主体が偏見を信頼性の高い仕方では中和するものとして特徴づけられる。

聞き手が、部分的には偏見のせいで話し手の信用性判断を低くしていたことに気づけば、その信用性を上方へ訂正して補填することで修正することができる。あるいは、私たちに可能なのは、今までよりも信用性判断に幅をもたせ、一時的なものとするくらいなのかもしれない。信用性を判断するという作業の全体があまりに不確定な場合には、そもそも判断を控える必要があるだろう。（中略）いずれにしても、信用性を適切に補填することによって偏見の影響を「修正する」というのはいつでも可能であるとは限らないため、有徳な聞き手は、あれやこれやの仕方では自分の信用性判断における偏見の影響を中和すると言うことにしよう。（Fricker 2007, 91-92）

偏見それ自体を直接修正することが可能ならそれが最善ではある。しかし、本節冒頭で確認したように、偏見は認識主体が自覚していなくても機能しうるばかりか、社会的・歴史的に位置づけられた主体の思考のあり方を構築さえしうるために、その主体が偏見を直接修正することは必ずしも期待で

きない。フリッカーはこのことを踏まえて、証言的正義の徳の目標は偏見を中和することだと述べる。「中和」とは、たとえば、証言のやり取りを通じて聞き手が、話し手に対する信用性判断を疑わしく感じた場合にはその場で判断の幅を柔軟に変えたり、一次的に上げ下げしたりすること、あるいは、どの程度信用してよいかかわからない場合には判断をひとまず保留にしたりすることである。証言的正義の有徳者は、たとえ偏見を直接修正できなくても、以上のような仕方では偏見に満ちた信用性判断に対処し、信頼性の高い仕方では偏見の影響を中和できる人物とされる。

証言的正義の徳には、徳認識論における知的徳の基本的特徴を踏襲しながらも、それと異なる二つの重要な特徴がある。第一に、認識主体を社会的・歴史的に位置づけられている人物とする説を踏まえて、証言的不正義に抵抗する徳の目標が偏見の直接的な修正だけではなく、様々な仕方では偏見を中和することも想定されていることだ。この点は、第四節で詳述する、偏見を中和する多様な自己反省のあり方にかんする議論の前提となる。

第二に、知的徳が抑圧や不正といった機能不全に陥っている認識実践の是正を目的とする点では抑圧に抵抗する解放的徳 (liberatory virtue) にかんするフェミニスト哲学の考え方と類似性があることだ (Daukas 2018)。しかし、重要な相違点もある。それは、解放的徳は基本的に抑圧の被害者が発揮するものであることが想定されているのに対し、証言的正義の徳の所持者は証言的不正義の被害者に限られていないことである。フリッカーは証言的不正義について、社会的・歴史的に位置づけられた善意の (well-intentioned) 主体が気づかぬうちに犯す場合を想定している。「私たちが探究してきたのは、偏見の残る社会的イメージが広まっているなかで行われる、善意の聞き手による日常の実践である。というのも、このような日常の実践こそが、もっとも気づかれにくく、哲学的に複雑な形をした証言的不正義が見出される社会的文脈だからである」(Fricker 2007, 58)。そのため、証言的正義の徳の所持者は、自分の偏見に気づけばそれを中和しようとする善意の人物であることが想定されている。

それに対して、家父長制における性役割規範を押しつけられ周縁化されている女性など、証言的不正義を含む様々な抑圧の被害者は、深刻な心理的害などのせいで、抑圧からの解放を目指すために重要な道徳的徳や知的徳の獲得を不当に妨げられている場合がある (Tessman 2005)。さらには、加害者に対する抵抗は二次被害を誘発するリスクもあるし、権力者の不正義に立ち向かうことでかえって反動化し抑圧を深刻化させうることもある。このことから、社会的に力のない被害者は目の押圧状況を生き延びるために、通

常、悪徳と見なされる卑屈さ (servility) を発揮せざるをえない場合もある (e.g., Battaly 2018). 仮に被害者が何らかの抵抗としての徳を示すためには、第二派フェミニズム運動において実践されてきたような、被害者同士が連帯し、物理的・知的に安全な環境で批判意識を高め、エンパワメントするコンシャスネス・レイジングが必要であると思われる (e.g., Medina 2013).<sup>8</sup> このような被害者の視点からの証言的不正義に抵抗する徳のあり方全般の議論については、フリッカーの議論と別に丁寧に行われる必要があるだろう。

### 3. 証言的正義の徳に対する二つの批判

先行研究では、証言的不正義を是正するため証言的正義の徳を発揮するというフリッカーの考えが批判されている。本節では、二つの主要な批判を評価し、それらの批判に応答するために検討すべき問いを明確にする。

一つ目の批判は、証言的正義の徳における個人の自己反省の役割に対するものである。批判者であるシャーマンの議論をより細かく分析すると、さらに二つに大別できる。一つ目の批判点は、個人の自己反省では偏見のステレオタイプを見逃しやすく、そのため、不正義の是正に役立たないというものだ (Sherman 2016, 237-8)。以下では、この批判を「批判 I ①」としよう。シャーマンは、1960年代の公民権運動の潮流のなかで白人至上主義を標榜したクー・クラックス・クラン (KKK)<sup>9</sup> という黒人差別集団の幹部 (the Grand Cyclops) の (架空の) 事例で例証する。KKKの幹部のような人物でも「自分が正しい判断を行っているか」と自問する内省的な人物であることは十分にありうる。「KKKの最高幹部が自分のステレオタイプの見解について考察し、これが正義かどうかと自問するとき、彼は証言的正義についての自分の考えをステレオタイプ化された自分の見解への自分の反応と突き合わせて、ぴったり一致することを見出す。その結果、この幹部が反省するとき、自分の偏見の反応を証言的正義の事例と見なし、それを再確認し、それを誇らしく思うのだ」(Ibid., 238)。このように、個人がどれほど反省しても、自己反省だけでは潜在的バイアスとして機能する偏見が信用性判断に与えている影響は見逃されやすく、偏見的な信用性判断は正しいものとして見なされやすい。このことは、白人至上主義テロリスト集団のKKKの幹部のような露骨に偏見をもつ人物に限らず、一般的に当てはまるだろう。「あなたの不正義の信念と反応の詳細は [KKKの] 幹部のものほどには極悪ではないかもしれない。しかし、それでも [客観的に見ると] 自分の不正な信念と反応を真理と適切さにかんする自分の考えと比較し、(わずかな例外はあっても) 自分の不正な信念がそれらと一致するのを見出す」(Ibid.; [ ] 内引用者補

足).

第二の批判点は、証言的正義が個人の自己反省によって達成可能とする考えは不正義の是正にとって逆効果でありうる、というものである。以下、この批判を「批判Ⅰ②」としよう。たとえば、コロナ禍に現れた自粛警察が偏った正義感からオンライン上でヘイトスピーチを行った事例や、ヒトラーが歪んだ正義を信奉してユダヤ人の大虐殺を行った歴史的事例を考えれば、自己反省だけで正義を把握し、それを実現できるとする考えは、一部の人々を自分の歪んだ正義の構想に対して盲目にし、そのような構想と合わない判断や行為を不正なものとして臆断させ、知的に傲慢な人物とさせうるだろう。「[KKKの]幹部が証言的正義を目指すとき、彼は自分の見解が誤っていることを示す証拠に気づくのに失敗するだけではなく、自分がその〔正義という〕目標を認識できると想定し、そう想定することで、自分が想像する基準に反する見解は認知的に不正なものだと見なしうると想定している」(Ibid.;〔〕内引用者補足)。

以上が批判Ⅰ①、②である。次に、証言的正義の徳に対する二つ目の批判を見てみよう。以下、この批判を「批判Ⅱ」とする。批判Ⅱは、証言的不正義に抵抗するために個人のもつ徳が果たしうる役割には限界があるというものだ(e.g., Alcott 2010; Anderson 2012)。第2節で見たように、偏見はしばしば特定の時代に流布している社会規範や制度に浸透している。たとえば、『アラバマ物語』では、人口のほとんどを白人が占めるメイコム郡で、黒人のトム・ロビンソンが白人の娘ユーエルをレイプした容疑で起訴されている(Fricker 2007)。その法廷における陪審員は全員白人であり、被告人のトムが善意で白人のユーエルの雑用を手伝ったという彼の証言を、黒人が白人に敵愾心を示す不適切な発言と解釈している。ここで重要なのは、陪審員もっている白人至上主義的な偏見はその時代の地域全体に蔓延しているもので、陪審員の誰か特定の個人が特有に所持しているわけではないことである。この事例のように、社会に蔓延する偏見のせいで生じる証言的不正義に対しては、個人の徳による抵抗は部分的なものに留まるだろう。

以上の批判を整理しよう。批判Ⅰ①は、自己反省では信用性判断における偏見に気づくのが困難なため、それは証言的不正義の是正に役立たないというものである。批判Ⅰ②は、個人が自己反省で証言的正義が達成され则认为ことは一部の人々を知的に傲慢にし、かえって不正義を助長しうるというものである。批判Ⅱは、証言的不正義への抵抗のためには個人の正義の徳の発揮だけでは不十分というものである。

次節以降、各批判について検討する。中心的な問いは、個人の自己反省は

本当に偏見の中和に有効ではないのか(第四節)、自己反省による正義の実現という考えが知的に傲慢にしやすいのはどのような人物であり、個人がもつべき徳の目標とは何か(第五節)、そして、個人が変容的な徳を涵養するうえで重要な環境や制度とはどのようなものなのか(第六節)である。

#### 4. 多様な反省のあり方と「再帰性」の解釈

本節では、批判I①、すなわち、個人の自己反省は偏見の中和に有効ではないのかを考えよう。あらかじめ私の考えを述べるなら、自己反省はシャーマンが想定するような、偏見に直接向けられる種類に限られず、より多様な対象に向けられうることから総体的に偏見の中和に役立つ、というものである。

第二節の議論を踏まえると、信用性判断は自動的に行われ、その判断に影響を与える偏見も潜在的に機能しうるため、自己反省は偏見を見逃しやすく、偏見を直接低減させるのに役立つことが多いことは認められる。しかし、自己反省は偏見に直接向けられる種類だけではなく、少なくとも自分の社会的立ち位置 (positionality) や対人関係性 (relationality) に向けられる種類、「偏見をもっているかもしれない」という信念に向けられる種類、そして、話し手の証言内容それ自体に向けられる種類があり、これらの自己反省は偏見を直接低減させるのとは別の仕方では偏見の中和に貢献する。

まず、自分の社会的立ち位置や対人関係性に向けられる反省を見てみよう。フリッカーは、証言的正義の徳が再帰的な徳であると述べている。フリッカーにとって「再帰性」は偏見それ自体に向けられる反省だけではなく、自分の社会的な立ち位置や対人関係性の自覚と、それらが話し手の態度に与える影響に向けられる反省を含む。『リプリー』の事例で証言的不正義を犯すグリーンリーフについてフリッカーは次のように述べる。

グリーンリーフがマージに懐疑的な応答をする際に考慮し損ねているのは、自分が男であるということによって、マージが女性であることが自分の証言的知覚にどのような違いをもたらすのか、ということである。以上の二つの事例は、責任ある証言的やり取りを行うためには、はっきりと再帰的な、批判的な社会的気づきが求められることを証明している。聞き手は、自分自身と話し手のあいだに介入するアイデンティティの力関係が自動的知覚に与えることが見込まれる影響を一そして可能なら、話し手の実際のパフォーマンスに与える影響も一、最終的な信用性判断に組み込まなければならない。(Fricker 2007, 91)



グリーンリーフはマージのことを気遣っているにもかかわらず、彼にはその時代に「自分が男である」ということが女性に対してもつ社会的優位性に対する自覚が不十分であり、その優位性のせいでマージを不利な立場に追いやっていることへの警戒心も見られない。もちろん、自分の特権的な社会的な立ち位置や対人関係性が話し手の証言的態度にどのような影響を与えるのかは、自己反省によって完全に把握できるとは限らない。それでも自分の社会的立ち位置や対人関係性をあらかじめ十分に自覚的であることで、社会的に力のない話し手を追い込んだり沈黙化させたりしているかもしれないリスクに警戒することは可能だろう。このような自己反省は、自分の信用性判断を再考しうる点で偏見の中和に役立つ。

次に、「偏見のステレオタイプをもっているかもしれない」という信念に向けられる反省について見てみよう。ここで、対象レベルの無知—一階の無知 (first-order ignorance) —とメタレベルの無知—メタ無知／メタ鈍感さ (meta-insensitivity) —という区別を導入する (Medina 2013, 58)。一階の無知とは、ある真理や知識が欠如している状態のことである。たとえば、『アラバマ物語』における白人陪審員は、自分が所持している人種差別的偏見について無知である。一方、メタ無知とは「自分の偏見に無知かもしれない」という命題に考え及ばないという意味で信念の形態で自覚していない意味での無知である。白人陪審員は、自分が所持し発揮している人種差別的偏見に気づいていないという意味で一階の無知であっただけでなく、自分がそのような偏見を所持したり発揮したりしているかもしれないという命題に対しても無知である意味でメタ無知である。

偏見に対する一階の無知にかんしては、偏見が潜在的に機能しうるために、その所持者が自己反省によって気づくのは難しいだろう。それに対して、「自分が偏見を所持していたり発揮していたりするかもしれない」という命題に対しては、本人でも自己反省で自覚し、信念として心理的に強く意識しながら保持することができる。たとえば、『アラバマ物語』における白人陪審員は「自分が人種差別的偏見に無知なのかもしれない」という命題に対して反省を向けることができたはずで、そうしていれば、トムの証言をいっそう注意深く受容しようとすることはできたように思われる。そして、陪審員は公正な判断を下すべき社会的立場にある認識主体であり、メタ無知に警戒する義務があると思われる。この種の自己反省も偏見を直接低減させるのとは別に、主体に自分の偏見的な信用性判断に注意を向けさせ、これまでと異なる柔軟な判断を下させることによって偏見の中和に貢献しうる。

第三に、話し手の証言内容それ自体に自己反省を向けることで、証言を受

容する態度をもつことが可能である。受容の定義は研究者によって異なるが、おおよそ、ある命題や理論を真と見なすことを意味する (e.g., Cohen 1992; Engel 1998; Van Fraassen 1984)。たとえば、コーヘン (Cohen 1992, 4) によれば、ある命題を受容するとは、その命題を真と見なしたり、真であると措定したりすることであり、命題の受容は特定の主張を論証する際に前提として採用されるなど、特定の目的の遂行のためになされるものである。このように、受容は信念形成と異なるもので、信念形成が個人の意志でコントロールしえないと想定されるのに対して、受容は認識主体が意志的にコントロールされる (Engel 1998, 146-7)。たとえば、『リプリー』の事例においてグリーンリーフは、マージから「ディッキーはリプリーによって殺害された」という可能性を告げられるとき、彼女の証言は自分の諸信念と不整合であるためにその場では彼女の証言を信じないとしても、その証言を受容することは一時的でも意志的に可能であっただろう。実際グリーンリーフはミソジニストであるわけではなく、パートナーリスティックであってもマージに同情を寄せる人物なのだから、マージに証言させる十分な機会を与え、その証言を受容したうえで「もしマージの語ることが真であるならば、ほかの自分の信念とどのような矛盾が生じるのか」について熟慮することができただろう。このような熟慮をしていたら、グリーンリーフはリプリーの証言から形成していた諸信念まで反省し、彼の何らかの言動に一抹の怪しさを感じ、リプリーの信用性を疑う可能性も十分にあったと思われる。この事例は、話し手の証言に対する自己反省も話し手に証言する機会を与えたうえで、その内容を受容することで偏見の中和につながりうることを示している。

以上から、自己反省は、シャーマンが批判 I ①で想定するような偏見に直接向けられる種類だけではなく、多様なものがあり、複数の種類を組み合わせることもできる。フリッカーは「再帰性」を自分の社会的立ち位置や対人関係性に向けられる反省と限定的に理解しているように思われるが、私は、証言的不正義に抵抗しうる徳が示す再帰的思考は、以上の豊かな自己反省のあり方を指示する概念として拡大的に理解する。再帰的思考は、証言を受容する際にあれやこれやの仕方自己反省することで偏見の中和に役立ちうるのである。

## 5. 変容的な徳

本節では、批判 I ②、個人が自己反省で証言的正義が達成されるという考えはかえって不正義を助長しうるという批判を取りあげよう。批判 I ②でシャーマンは、KKKの幹部の事例の犯す証言的不正義を一般的な人々の

ケースに適用したうえで、個人が自己反省で正義を把握し達成できるという考えは人々を知的に傲慢にしやういと論じていた。しかし、そうなりやすい傾向にあるのは一部の人々であり、それは何らかの認識的悪徳 (epistemic vice) をすでにもつ人物であると考えられる。メディナは、特権をもつ人々がもちがちな認識的悪徳について論じている (Medina 2013)。たとえば、傲慢さ (arrogance) とは、特権をもつ人々がイエスマンばかりの周囲の人々におだてられているうちに、あたかもすべてを知っているかのように錯覚することであり、怠惰 (laziness) とは、自分の優位な社会的立場や対人関係性のせいで、他者の異なる意見に受け流したり耳を傾けないで済んでしまったりすることであり、閉じたマインドとは、自分に不都合な証拠を見て見ぬふりをしがちであることである。このように、悪徳者とは「特定の一部の知識が欠けているだけではなく、一連の無視を生みだし、その維持を助長する認識的態度と習慣をもつことに対しても非難されうるような主体である」(Medina 2013, 39)。

悪徳の認識主体は、自分に都合の悪いことが自動的に見えなかったり聞こえなかったりする知覚的判断や、都合の良い証拠にしか注意を払わない思考習慣をもっているため、自分が行っていることは正義だと傲慢に考えやすいだろうし、その人々がKKKの幹部のように、ある社会的グループの権力をもつ立場にあるなら、その人をたしなめる人物もいないだろう。たとえば、『アラバマ物語』における白人陪審員は、トムの証言を「黒人が白人に敵愾心を示す不適切な発言」として解釈していたが、実際にはトムに好意を抱いていたのは白人の娘ユーエルのほうだった。しかし、「白人が黒人に好意を抱いている」という解釈は、白人至上主義の蔓延した片田舎のメイコム郡で特権的な社会的立場にいる陪審員が真剣に考慮するものではなかった。これは、陪審員がトムの証言を故意に歪曲したということではなく、すでに白人至上主義の偏見に染まっている限り、トムの証言を異なる仕方で受けとる可能性は陪審員にはなかった、ということだろう。その証拠に、同じ法廷にいたアティカス・フィンチの娘スカウトはまだ幼いゆえに白人至上主義のイデオロギーの社会化から幾分免れていたために、審理が進むなかでトムの証言に嘘があるとは彼女には思えなかったと述べられている (リー 1964, 272)。

上記の事例は、個人の自己反省で証言的正義が達成されうるという考えが知的に傲慢にしがちなのは、おそらく悪徳に片足を突っ込んでいる主体だろう、ということを示唆している。すでに悪徳をもつ人々が再帰的思考による偏見の中和を行うことを期待するのは難しく、バッテリーが論じるように、ある種の更生が必要かもしれないし (Battaly 2016)、メディナが論じるように、

悪徳をもつ特権者に対しては何らかの抵抗を示す対応が必要かもしれない (Medina 2013). それに対して、第二節で見たように、フリッカーが想定している証言的不正義は、善意ある人々が潜在的な偏見的イメージのせいで犯す種類のものである。このような人々は、自分の偏見のせいで犯した証言的不正義に何らかの仕方であらざるなら「偏見を是正すべき」という規範理由をもち、様々な自己反省をするよう促されうると想定できる。もちろん、善意の人々と悪徳者の違いはグラデーションを許すものだろう。しかし、証言的不正義に抵抗する人々も社会的・歴史的に位置づけられた認識主体である以上、証言的不正義への抵抗という実践的関心から見て認識主体がどのような人物なのかは十分に考慮されるべきことだと考えられる。

では、善意ある人々が自己反省によって発揮する個人の徳の目標として期待でき、求めるべきことは何だろうか。それは、一切の偏見のない信用性判断を行うことではなく、たとえ偏見をもっていて個々の話し手を前に不協和を経験するなかで、個別的な正義の構想、すなわち、「私はこの話し手にどうあるべきなのか」を熟慮しようと促されることであると考えられる。以下では、このような人物が示す証言的不正義に抵抗するための有徳性を「変容的な徳」と呼ぶ。

話し手との証言のやり取りの経験を通じて自分のなかで不協和を感じるものがどのようなことなのかを見るために、『ハックルベリー・フィンの冒険』の事例を挙げよう。主人公のハックは逃亡者の黒人青年ジムと出会い、旅中をともに過ごすなかでハックの眼にはジムが信用できる人として映るようになる。その一方でハックは、ジムが奴隷の法的所有者のもとから脱走しており、ジムを匿うことは逃亡ほう助の罪に問われるという世俗的信念をもっている。結局、ハックは葛藤した末にジムを警察に引き渡さなかった。フリッカーによれば、ここでハックは、曇りのない道徳的な知覚能力と偏見的信念のあいだの衝突が不協和を示している (Fricker 2007, 40-1)。しかし、この不協和は、個人が話し手の証言を受容し、その内容を吟味したり、目の前の話し手と証言のやり取りをしたりするうちに生じうるずれや違和感といったことにも言えるだろう。ここで不協和は、主体が目の中の話し手の証言を誠実に受容し自己反省するなかで話し手を信頼できる人と見なす一方、その証言内容はこれまで信用してきた周囲の人々からの証言的信念と衝突することで、何を信じるべきなのか、あるいは、目の前の話し手に自分はどうかあるべきかについて自分でも戸惑いながら熟慮することで生じている。

個々の話し手を前に不協和を経験するなかで自分の既存の正義の構想を熟慮しなおそうとする態度は、認識主体としての個人の利害関心や価値が変容

していることを示している。ここで、個人の利害関心や価値の変容を明確にするために、必要な限りでローリー・A・ポールの変容的経験論を参照しよう (Paul 2014)。ポールは、個人が自己のアイデンティティを変える経験を「変容的経験 (transformative experiences)」と呼ぶ。ポールによれば、変容的経験とは認知的変容と個人的変容の両方をもたらす種類の経験である。認知的変容とは、私たちがそれを経験することで初めて知ることができる知識、すなわち、「どのようなものなのかの知識 (what-it-is-like)」の種類をもつことである。次に、個人的変容とはその個人自身の価値や選好などが変わることである。たとえば、Aさんは子どもに催促されて、公園で捨てられていた犬を家でペットとして飼うようになる。Aさんはそれまで、動物の世話は大変であり、自分の自由な時間まで奪われると信じていたかもしれない。この時点のAさんは家族で捨て犬を拾って飼うという子どもの提案をしぶしぶ受け入れているが、動物と暮らすことにポジティブな価値を与えているわけではない。しかし、実際に犬と一緒に生活し始めると、Aさんは夜遊びをやめ、会社を定時に帰宅しては犬の散歩などの世話をを行うようになり、さらには、熱心に犬の面倒を見る子どもに感化されて捨てられたペットの保護活動へ関心が芽生えたとしよう。この場合、Aさんは動物と一緒に暮らすとはどのようなことなのかという経験をするすることで認知的変容だけではなく、自分の利害関心や価値 (動物と暮らすことに対する無関心や低い価値) を変容させている。

変容的経験についての以上のポールの考えを踏まえるなら、話し手との証言のやり取りの経験を通じて自分のなかで不協和を感じることは、目の前の話し手がどのような人物なのかを経験を通じて知り、自分の既存の利害関心や価値が揺らぎ、新たな価値づけを見出していると解釈することができるだろう。先ほどの『ハックルベリー・フィンの冒険』におけるハックがジムの証言を受容するなかで不協和を感じたとき、この不協和の経験は、黒人についての世間的な風説とは別の知識を獲得するだけでなく、目の前のジムに対して自分はどうあるべきなのかという個別的な正義の構想がハックにとって自分事になっている。このような不協和の経験はそれ自体で、今の自分が置かれている状況において個別の話し手にどうあるべきかが自分の認知的ニーズとなっているという意味で変容的経験である。

第2節で述べたように、証言的不正義は往々にして偏見の歴史性や時代性、所持者の社会的地位やその所持者と被害者との関係性などに左右されて差異化された形態で生じうる。そのため、善意ある人々でも偏見の中和に安定して成功するとは限らない。むしろ、証言的不正義に抵抗する有徳者に求

められうるのは、先ほどのハックのように、話し手と証言のやり取りを行うその都度の新たな場面で不協和を経験し、再帰的思考によって目の前の話し手にどうあるべきなのかを熟慮するようになることだと考えられる。

実際には、フリッカーも証言的正義の徳にかんする議論において「ひょっとすると、理想の聞き手とは、すでに馴染みのある偏見の修正は第二の本性となっている一方、その他のもっと馴染みの薄い偏見の影響に必要な注意については、能動的な批判的反省を継続することで対処する人のことだと考えるべきなのかもしれない」(Fricker 2007, 98)と述べている。ここでは、証言的正義の有徳者は、第2節で確認したような、偏見の中和に信頼性の高い仕方でも成功する意味での正義の徳を所持する人物としてではなく、これまで馴染みがなかったものの、今の自分に関連するものになった偏見について、その偏見の中和を継続的に行う人物として描かれている。正義の徳を後者の意味で理解するなら、その徳も個別の文脈で特定の話し手に誠実に接するなかで正義の構想それ自体を問いなおし続けるものとして解釈することができるかもしれない。

以上から、証言的不正義に抵抗する徳として善意ある人々に期待でき、求めるべきなのは、個々の話し手とのやり取りのなかで不協和を通じ、様々な仕方でも自己反省することで、個別の文脈で特定の他者に対してどうあるべきなのかという個別的な正義の構想を熟慮するようになる、すなわち、そのような問いを認識的ニーズとする人物に変容する、ということである。これが変容的な徳である。

ところで、変容的な徳が証言的不正義に抵抗する徳であるという考えに対しては、変容は目標とすべきことではなく、偶然の結果にすぎないのではないかという疑問が生じるかもしれない。というのも、変容的経験はそれを経験することで自分がどのような人になるのかを完全に見通すことはできないように思えるからである (Paul 2014, Chap. 3)。たとえば、先ほどのAさんは実際に犬と生活する経験をするまで、動物と暮らすことがどのようなことなのか具体的に想像できなかったばかりか、自分が動物の世話好きになるとは露ほども思っていなかったかもしれない。

たしかに個人的変容については変容的経験を通していかなる仕方でも変容するのか明確には見通せるものではないだろう。しかし、このことから、新たな価値を学ぶことを徳の目標とすることが非合理的だ、ということは帰結しない。カラードは、その時点では見通せなくても新たな価値を見出そうと希求する (aspire) ことは可能であると論じ、そのような行為者を「希求者」と呼ぶ (e.g., Callard 2019, 6-8)。たとえば、何かのきっかけでクラシック音

楽に関心を抱いた人は、まだクラシックの魅力がわからない段階でもクラシック音楽の雑誌を愛読し、コンサートに足を運ぶなどしてクラシック音楽の魅力を信念の形態で知ることができる。もしこの人が結果的にクラシック音楽にそれほどの価値を見出さなかったとしても、クラシック音楽にかんする証言的知識を獲得することで、クラシック音楽への偏見の信念はなくなり、その魅力についての命題的知識を持つことはできるし、そうすればクラシック愛好家と共感をもって接することもできるだろう。そして「クラシックは価値がある」という信念をもっているなら、その人はクラシックの価値を希求し、それを学ぼうと自分を律することができる。<sup>10</sup>

偏見の中和に伴う自分の利害関心や価値の変容についても同様なことが言える。聞き手が話し手と証言のやり取りを行うからといって、それだけでどの聞き手も自分の偏見を中和することの価値を理解する人物になるとは限らない。しかし、偏見の中和の価値を理解する人物となることと、偏見の中和が価値のあることだという命題的知識を獲得することは異なり、後者の知識を獲得することで、前者のような人物になろうと希求し、その価値を学ぶための認識実践に参加することはできる。そうして、「偏見の中和が価値のあることだ」という知識や、偏見の機能や不正義の実態にかんする一連の命題を知ることでそれらについて理解することはできる。このように、偏見の中和に向けて自分を変えようとすることは自分を教育するプロセスだろう。

## 6. 傷つきやすさへの配慮と批判的な想像力の育成へつなげる制度や環境

本節では、批判Ⅱ、すなわち、「証言的不正義に対する抵抗のためには個人の徳の発揮だけでは不十分」という批判への応答を批判Ⅰ①、②への批判や応答を踏まえて検討する。不正義に対する抵抗のためには個人の徳の涵養だけではなく、適切な認識的制度や環境を用意する必要があることが先行研究で指摘されている (e.g., Anderson 2012; Battaly 2016; Porter 2016)。ポーターは、個人が知的徳を獲得するためのスタンダードな徳論的アプローチを、①徳の特徴を直接的で明示的な教示、②有徳者のお手本とかかわることでの称賛の感情、③有徳な振る舞いの訓練、④徳の内化 (enculturation) という四つの特徴をもつものとして整理している (Porter 2016)。<sup>11</sup> 本稿は、徳の涵養や発揮のために適切な環境や制度の整備が必要であるとする点では以上の先行研究と基本的に同様の立場をとる。

しかし、特徴②の前提については、証言的不正義の被害者が加害者と直接にかかわり合うことには大きなリスクがある。また、特徴③の前提についても、変容的な徳の涵養を考えるうえでは、偏見が特定の社会形態やその歴史

に応じて異なる仕方で発揮されることを人々が理解し、各自の不協和の経験から批判的な想像力の育成へつなげるためには、小説や映画のようなアート作品を用いることが有益であると考えられる。以下では、社会心理学における接触仮説理論の議論を参照することで、直接接触に伴う人々の傷つきやすさへの配慮と、批判的な想像力の育成という観点から、間接接触と適切な認識実践を組み合わせた条件について提案する。

オルポート (Allport 1954) がステレオタイプを低減させる方法として接触仮説理論を提唱して以来、この説は様々な職場や教育環境において効果が上がっていることが報告されている (e.g., 井上 2014; 北村・唐沢 (編) 2018, 第 5 章)。接触仮説理論とは、大まかには、偏見の主要因が人々の知識の不足にあり、当該の社会的アイデンティティをもつ人々と直接かかわること、すなわち、直接接触することにより偏見についての正しい情報を入手し、偏見を低減させることができるとする説である。

接触仮説理論が重要なのは、直接接触が偏見の低減という期待される効果をあげるためには以下のような条件が整っている必要があることを実証していることである。第一に、マジョリティの人々とマイノリティの人々が平等の立場で共通の目標に向けてかわりあえること、第二に、お互いの特性を生かした共通の課題や仕事に取り組むこと、第三に、両者の接触が制度的なものとしてきちんと是認されていることである。このような条件が整っていなければ、直接接触は、社会的な力のない人々や不正の被害者を様々な仕方で傷つけるリスクがある。たとえば、職場でセミナーを開催する場合、専門家がオブザーバーとして参加していないと、たとえ参加者の悪意のない迂闊な発言であっても、その差別発言が被害者にガスライティングといった二次被害をもたらさうだろう (McKinnon 2017)。さらに、話し手側が社会的な力のない人々や不正の被害者であり、聞き手側がマジョリティや権力者である場合、その聞き手が懐疑的な姿勢で臨み、被害者に共感的な理解を示さないとしたら、話し手は認識的に搾取されるかもしれない (Berenstein 2016)。

このように、不適切な直接接触には被害者を様々な仕方で傷つけるリスクがあるが、さらに、偏見の中和が期待される参加者も傷つけるリスクがある。たとえば、ある人が自分の偏見に気づけば中和したいと希求する善意ある者でも、自分の言動が被害者を傷つけるのではないかと不安に感じ、そのようなリスクをとるよりは直接の交流を回避しようとするかもしれない。場合によっては、マイノリティに対する偏見を正しく理解しようとする善意が、内集団の権力者から「善人ぶった」行為として誤解釈されたり、レッテルを貼られたりする



ことで仲間外れにされることなどもあるかもしれない。

認識主体としての私たちは身体をもつ存在である以上、証言のやり取りにおいても様々な情動や感情をもって他者と直接接触するのであり、そのせいで傷つくリスクがあるのだ。もちろん、『ハックルベリー・フィンの冒険』におけるハックとジムの事例のように直接接触が偏見の中和にうまく向かうケースもある。しかし、それは偶然にも適切な直接接触の条件が揃っていただけかもしれない。いずれにせよ、偏見の中和に向けた変容には様々な傷つきやすさが伴いうることを考慮に入れた制度や環境が重要となるだろう。

近年、接触仮説理論においても、直接接触が人々に大きな緊張を与えることから間接接触という方法論が提案されている(井上 2014)。変容的な徳の涵養を考えるうえで注目したい間接接触は、テレビのドキュメンタリー番組を見たり、実際にあった出来事のニュースを理解したりする方法論である。たとえば、アフリカのウガンダ共和国と日本にルーツを持つ高校生・三浦アークさんの事例(NHK 2020)では、黒人に対する勝手なステレオタイプから周りの生徒がアークさんをスポーツができると一方的に思い込み、彼女を運動部へ入部することをすすめたうえで、実はスポーツが得意ではない彼女の様子を見て彼女のことをからかうようになったとされる。次第にこのような態度がエスカレートし、たとえば日焼けをした同級生から「アークの(黒い)肌に近づいてきた」と言われたりするマイクロアグレッション<sup>12</sup>となり、アークさんは不登校になる。このメディアの事例を適切な環境で適切な仕方を取りあげることで、人々はマイクロアグレッションを引き起こす偏見や具体的な実態などについて、その被害者と直接接触することなく知る機会を得ることができるだろう。

さらに、間接接触は直接接触で生じうるリスクを回避するだけではなく、人々が変容的な徳を獲得するうえで積極的な利点があると考えられる。アート作品は事例にかんする個別的で具体的なイメージを提供するため、人々が偏見の具体的事例についての命題的知識を獲得するだけではなく、あるべき正義の構想を思い描く批判的な想像力<sup>13</sup>を養うことにつながるだろう。たとえば、先ほどの三浦アークさんに対するマイクロアグレッションの事例では、人々はアークさんへの偏見や不正義の実態を知るだけではなく、日本の外国籍の子どもや外国にルーツがある子どもに対する偏見的イメージを変えることができるかもしれない。想像力とその育成の重要性について論じたウォーノック(Warnock 1978)によれば、人間は個人としては「今、ここ」につながれた有限な存在者でも、想像力をもって思索したり探究したりすることで普遍的な道徳的価値を想像できるようになる。しかし、普遍的な価値

を一足飛びに想像するのは難しいし、かえって空想に陥るリスクもある。そこで批判的な想像力を育むためにも、アート作品を通じて偏見や被害者の声などについての個別的で具体的なイメージを得ることが重要となると考えられる。

さらに、間接接触は適切な認識実践と組み合わせることで、人々が個別の場面で偏見にどのように気づきうるのか、あるいは、個々の話し手に対してどうあるべきかなどの問いを考える機会を提供しうる。たとえば、大阪府西成高校が実施している「反貧困学習」では、生徒がネットカフェ難民やワーキングプアなどにかんする映像を見た後、資料をもとにそのセーフティネットのあり方を考える授業が行われている（大阪府西成高等学校 2009）。偏見の中和のケースでも同様に、アート作品などを用いた間接接触に、適切な指導者のもとでのグループでの問答や探究といった認識実践を組み合わせると、認識主体が今後、証言のやり取りにおいて不協和を感じる新たな状況に遭遇したとき、目の前の話し手にどうあるべきなのかを熟慮しうる批判的な想像力を育成することにつながると思われる。

以上を踏まえると、間接接触と適切な認識実践を組み合わせた制度や環境は、人々を不協和の経験から批判的な想像力を発揮しうる主体となるよう促しうると考えられ、それゆえ、個別の文脈で特定の他者に対してどうあるべきかという問いが自分の認識的ニーズとなる変容的な徳をもつことにつながると結論づけられる。変容的な徳の獲得を個人の努力だけに任せず、よりいっそう適切な仕方で促すためには以上の制度や環境づくりが役立つだろう。

## 7. 結語

本稿は、偏見の中和に様々な仕方で役立ちうる自己反省のあり方を明らかにしたうえで、証言的不正義に抵抗しうる徳として変容的な徳を提案した。具体的には、変容的な徳を、認識主体が証言のやり取りの経験を通じて個々の話し手を前に不協和を経験し、多様な自己反省を通じて「私は目の前の話し手にどうあるべきなのか」という個別の正義の構想を熟慮するように促すものであると論じた。さらに、変容的な徳を促すために、直接接触に伴いうる人々の傷つきやすさに配慮し、人々が個別的な正義の構想を熟慮する批判的な想像力を養える制度や環境が重要であると論じ、アート作品などを用いた間接接触と適切な認識実践を組み合わせる条件を提案した。

## 謝辞

二名の匿名査読者から有益なコメントを頂きました。ここに記して感謝申し上げます。本研究は科学研究費(23K00004)の支援を受けています。

## 注

1. 偏見のステレオタイプとは、大まかには、人々を特定の社会的アイデンティティで一括りし、その人々の人格を貶めるネガティブな特性と結びつけるステレオタイプのことである。ステレオタイプについては、唐沢(編)(2020, 第3章), 北村・唐沢(編)(2018, 第1章)など参照。
2. 信用性は、話し手が真理や知識を伝達できる能力と、聞き手にその真理や知識を前向きに伝達しようとする誠実性からなるとされる。
3. 近年の心理学研究では、ステレオタイプ脅威などを含め、結果の再現性について疑義を呈する報告も存在する(e.g., 唐沢 2020, 第13章)。本稿では、偏見のステレオタイプが気づかれにくい理由として、偏見が社会規範や制度に浸透して流布する点を重視するため、実証結果の問題性には立ち入らない。
4. 肌の色の違いなどの顕著な特徴をもとに人種化(racialization)し、その人種を劣っているとみなす露骨な偏見を發揮したり、悪意をもって差別したりすることを指す(e.g., 北村・唐沢(編)2018, 第1章)。
5. 認識主体を社会的に位置づけられた人物として説明する説は、フリッカーを含む多くのフェミニスト認識論者が採用する立場である(Tuana 2017)。
6. 構造的な偏見については、López-Ayala & Beeghly (2020) 参照。
7. 徳認識論の概要を知るためには、たとえば Battaly (2015) 参照。
8. 第二派フェミニズムやコンシャスネス・レイジングについては、たとえば、フックス(2017) 参照。
9. クー・クラックス・クラン(通称, KKK)は、米国で黒人や有色人種、移民に危害を加える白人至上主義を標榜する秘密結社である(浜本 2015)。KKKの発祥は、南北戦争後に奴隷が解放された時代における一種の白人の自衛組織であったが、やがて第二次世界大戦後の米国で公民権運動が始まる頃に復活したものは、白人の支配的地位を暴力で回復しようとするテロリスト集団となり果てていた。シャーマンが引用するKKKは白人至上主義のテロリスト集団であることは、二つ目の批判に応答する第五節の議論で重要である。
10. ポール(Paul 2021, 483-4)は、「Aを価値づける(value A)」(一階の価値)ことと「Aを価値づけるということを価値づけること(value valuing A)」(高階の価値)を区別し、クラシック音楽の価値を希求するような事例は高階の価値を理解する後者の事例であると論じる。そのうえで、高階の価値を理解するケースは自己変容の簡単な問題であるのに対し、一階の価値変化は実際に変容的経験をするまでどのように生じるか知ることができず、そのため、この変容を合理的に選択できるのかは自己変容のハード・プロブレムであると述べている。

- ポールの関心はハード・プログラムにあるが、この詳細な分析は別稿に譲る。
11. Battaly (2016) は、悪徳の更生 (rehabilitation) 方法として、徳のお手本となる人物と接することによる情動的伝染 (emotional contagion) を挙げている。
  12. マイクロアグレッションとは、人々が故意かどうかにかかわらず、特有の社会的アイデンティティをもつ人々に対して、軽視や侮辱のような敵意ある否定的な言動を繰り返し浴びせることである (スー 2020, 34)。
  13. ここで批判的な想像力とは、近年の認識論における情報示唆的な (instructive) 想像と類似の種類である。情報示唆的な想像とは、現在の人間の認識能力を踏まえて変更可能な範囲において、現実的な事実とは別様な事態を想像することである。ここでは、変容的な徳の涵養の一部として、情報示唆的な想像としての批判的な想像力を養うことを挙げている。

## 参考文献

- Allcoff, L. M. (2010). "Epistemic Identities." *Episteme*. 7(2): 128-137.
- Allport, G. W. (1954). *The Nature of Prejudice*. Preseus Publishing.
- Anderson, E. (2012). "Epistemic Justice as a Virtue of Social Institutions." *Social Epistemology*. 26(2): 163-173.
- Battaly, H. (2015). *Virtue*. Cambridge: Polity Press.
- Battaly, H. (2016). "Developing Virtue and Rehabilitating Vice: Worries about Self-cultivation and Self-reform." *Journal of Moral Education*, 45(2): 207-22.
- Battaly, H. (2018). "Can closed-mindedness be an Intellectual Virtue?" *Royal Institute of Philosophy Supplement*. 84: 23-45.
- Berenstain, N. (2016). "Epistemic Exploitation." *Ergo*. 22(3): 569-590.
- Callard, A. (2019). *Aspiration: The Agency of Becoming*. Oxford University Press.
- Cohen, J. (1992). *An Essay on Belief and Acceptance*. Oxford University Press.
- Collins, P. H. (1990). *Black Feminist Thought: Knowledge, Consciousness, and the Politics of Empowerment*. Boston: Unwin Hyman.
- Daukas, N. (2018). "Feminist Virtue Epistemology." In *The Routledge Handbook of Virtue Epistemology* (pp.379-391). Routledge.
- Engel, P. (1998). "Believing, Holding True, and Accepting." *Philosophical Explorations* 1(2): 140-51.
- Fricker, M. (2007). *Epistemic Injustice*. Oxford University Press.
- フックス, ベル (2017). 野崎佐和・毛塚翠 (訳) 『「フェミニズム理論」：周辺から中心へ』。あけび書房。
- 唐沢かおり (編) (2020). 『社会的認知：現状と展望』。ナカニシヤ出版。
- 浜本隆三 (2015). 『クー・クラックス・クラン』。平凡社。
- 井上知子 (2014). 「差別・偏見研究の変遷と新たな展開：悲観論から楽観論へ」。『教育心理学年報』 53 : 133-146。

- 北村英哉・唐沢 譲 (編) (2018). 『偏見や差別はなぜ起こる? : 心理的メカニズムの解明と現象の分析』. ちとせプレス.
- リー, ハーパー (1964). 菊池重三郎 (訳) 『アラバマ物語』. 暮しの手帖社.
- López-Ayala, S. & Beeghly, E. (2020). “Explaining Injustice: Structural Analysis, Bias, and Individuals.” In *An Introduction to Implicit Bias: Knowledge, Justice, and the Social Mind* (pp. 211-232). NY: Routledge.
- Madva, A. & Brownstein, M. (2018). “Stereotypes, Prejudice, and the Taxonomy of the Implicit Social Mind.” *Nous*. 52(3): 611-644.
- McKinnon, R. (2017). “Allies Behaving Badly.” In *The Routledge Handbook of Epistemic Injustice* (pp. 167-174). NY: Routledge.
- Medina, J. (2013). *The Epistemology of Resistance*. Oxford University Press.
- NHK (2020). 「マイクロアグレッション: 日常に潜む人種差別の“芽”」. <https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0018/topic008.html> (2023.6.21時点)
- 大阪府立西成高等学校 (2009). 『反貧困学習』. 解放出版社.
- Paul, L. A. (2014). *Transformative Experience*. Oxford: Oxford University Press.
- Paul, L. A. (2021). “Aspiring to be Rational.” *Philosophy and Phenomenological Research* 102: 481-485.
- Porter, S. L. (2016). “A Therapeutic Approach to Intellectual Virtue Formation in the Classroom.” In *Intellectual Virtues and Education: Essays in Applied Virtue Epistemology* (pp. 221-39). Routledge.
- Sherman, B. R. (2016). “There’s No (Testimonial) Justice: Why Pursuit of a Virtue is Not the Solution to Epistemic Injustice.” *Social Epistemology*. 30(3): 229-250.
- スー, デラルド (2020). 『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション』. 明石書店.
- Tessman, L. (2005). *Burdened Virtues: Virtue Ethics for Liberatory Struggles*. Oxford University Press.
- Tuana, N. (2017) “Feminist Epistemology: The Subject of Knowledge.” In *The Routledge Handbook of Epistemic Injustice* (pp. 125-138). NY: Routledge.
- Van Fraassen, B. (1984). *Laws and Symmetry*. Oxford University Press.
- Warnock, M. (1978). *Imagination*. University of California Press.

(茨城大学)